

菊川市低入札価格調査実施要領

平成26年3月31日告示第35号

改正

平成29年4月4日告示第73号
平成29年11月22日告示第189号
令和2年3月31日告示第53号
令和4年3月29日告示第36号

(趣旨)

第1条 市長は、菊川市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 この要領は、市が競争入札により発注しようとする予定価格が3,000万円以上の工事を対象とする。ただし、予定価格が3,000万円未満の工事であっても、市長が特に認める場合は、対象とすることができる。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）に、消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とする。

3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格表の下部に「調査基準価格 ○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に消費税相当額を減じて得た額を調査基準価格入札書比較価格として「調査基準価格入札書比較価格 ○○円」と記載する。

(失格基準価格の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、契約の内容に適合した履行を確保するため、失格基準価格を設定することができる。

2 失格基準価格は、前条に規定する調査基準価格入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額（千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額）に消費税相当額を加えて得た額とする。

3 前項において定める失格基準価格は、予定価格表の下部に「失格基準価格 ○○円」と記載し、さらに、当該失格基準価格に消費税相当額を減じて得た額を「失格基準価格入札書比較価格 ○○円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、低入札価格調査制度が適用される工事の入札を行う場合及び失格基準価格を設けた場合には、入札公告又は指名通知書によりその旨を周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合には、落札決定を保留し、落札者は後日決定する旨を入札参加者に通知する。ただし、失格基準価格を下回る価格での入札を行った者については、次条の調査を行なわないものとし、当該入札者を失格とする。

(調査の実施)

第7条 前条に規定する入札が行われた場合には、入札事務担当課長は、工事担当課長とともに、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを判断するため、低入札価格調査を行なうものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項のうち必要な事項について、調査対象者から事情聴取その他の調査を行なうものとする。この場合において、必要があるときは、調査対象者に対し、入札価格の内訳書その他の資料の提出を求めるものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 手持工事の状況

(3) 配置予定技術者

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 下請契約の予定者名簿

(10) 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者

(11) 前号の公共性のある工事の成績状況

(12) 建設副産物の搬出地

(13) 経営状況

(14) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態

(15) その他の必要な事項

3 入札事務担当課長は、前項の調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに調査対象者を落札者とする旨を入札参加者に通知する。

4 入札事務担当課長は、第2項の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合には、次条に規定する菊川市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に審査を付託する。

(委員会の設置等)

第8条 前条第4項の委員会は、菊川市建設工事等の指名競争入札者指名審査委員会規程(平成17年菊川市訓令第34号)に規定する委員長及び委員をもって充てる。

(監督体制の強化等)

第9条 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とする場合においては、次に掲げる事項を契約締結の条件とする。ただし、予定価格が3,000万円未満の工事にあつてはこの限りではない。

- (1) 主任技術者又は監理技術者を専任で現場に配置すること。
- (2) 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月4日告示第73号)

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月22日告示第189号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第53号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第36号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。